

許可申請書

番号

※文書番号による整理がされている場合は、文書番号を記載してください。

令和 年 月 日

※申請書の提出日を記入してください。

関東地方整備局長 殿

申請者 住所

ふりがな
氏名

※申請者が法人等の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

別紙のとおり、河川法第27条第1項の許可を申請します。

※新たに土地を占有する必要がある場合は、24条の申請も必要ですので、「河川法第24条及び第27条第1項」として下さい。

※盛土や掘削等が主体でも、たとえば一部に擁壁を設置する場合は、26条の申請も必要ですので、「河川法第26条第1項及び第27条第1項」として下さい。更に土地の占有が必要な場合は、「河川法第24条、第26条第1項及び第27条第1項」として下さい。

※24条、26条を同時申請する場合、許可申請書の表紙は1枚で結構です。

連絡先 電話番号

所属部署

担当者

※事務取扱担当者の電話番号、所属部署、氏名等を記載してください。

(乙の5)

記載例

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

1. 河川の名称

荒川水系荒川 左・右岸

※上流からみて左側が「左岸」右側が「右岸」です。どちらかを記載して下さい。(左右岸にまたがる場合は、左右岸と記載して下さい。)

2. 行為の目的

排水路の開削のため

※具体的に記載して下さい。

3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積

東京都〇〇区△△123番地先

※住居表示ではなく、登記簿上の地番を記載して下さい。

〇〇〇〇m²

※面積計算書により小数第二位まで計算し、小数点以下を切り上げた数字(整数)を記載して下さい。

※行為区域が2都県にまたがる場合は、それぞれの県で面積計算して、切り上げた面積で内訳として埼玉県〇〇m²、東京都〇〇m²と記載して下さい。

4. 行為の内容

盛土 高さ〇m 〇〇〇m³

掘削、盛土、切土等行為の種類及び掘削または切土の深さ、盛土の高さ及び量を記載して下さい。

桜100本植栽

竹木の栽植にあたっては、種類及び数量を記載して下さい。

5. 行為の方法

※機械を使用して土地の形状を変更する場合は、その機械の種類、能力及び台数を記載して下さい。

※添付図書の中で詳細について説明した上で、「申請書添付図書のとおり」等でも可です。

6. 行為の期間

許可の日から120日

※「令和〇〇年△月×日(もしくは、許可の日)から令和〇〇年▽月*日」でも可です。

※変更のないように工程表を作成し、工程表に合わせた工期を記入して下さい。

※工期には余裕を持って申請して下さい。

※変更許可申請の場合は、変更する事項だけでなく、変更しない事項も記載してください。変更する事項については、変更前のものを赤字で記載し、「変更前」と「変更後」をそれぞれ記載してください。

※24条を同時に申請する場合は、この様式の外に乙の2を作成して添付して下さい。

添付図書（27条）

必要書類	内容
事業計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る事業の計画概要を具体的に記載してください。（様式は任意） ・変更申請の場合は、変更の趣旨及び理由を記載してください。
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・図面に申請箇所を赤で表示してください。（縮尺5万分の1程度、任意の図面）
実測平面図 （造成平面図）	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の範囲を明記し、河川区域線、河川保全区域線を記入してください。 ・植栽の場合は、植樹する位置を明示してください。
実測縦横断面図 （造成横断面図）	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防との関係がわかるよう、堤防を含めた断面図を作成してください。計画法線、定規断面、計画高水位等の河川整備計画との関係についても明記し、河川区域線及び河川保全区域線を記入してください。 ・土地の形状変更の場合は、計画地盤を記載し、形状変更が行われる部分を着色する等して明示してください。（寸法も入れてください。）・植栽の場合は、植える際の穴の直径と深さを記載してください。
施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事を実施するにあたっての施工計画を添付してください。 ・施工機械や規模等、具体的に記載した施工フローを添付してください。
工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として出水期（6月～10月）は工事を避けてください。 ・申請内容に沿った形で、工種別に記載してください。 ・特段の事情がない限り変更がないように工程を作成してください。なお、工期には河川法上の完成検査が含まれます。 ・申請から許可までには日数がかかりますので、余裕をもって工期を確定し、申請してください。
面積計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・行為面積を計算した図面及び計算書を添付してください。 ・面積計算は㎡を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位まで面積計算してください。
他の事業への影響 対策書	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削等により他の事業に影響がある場合は、影響の内容とその対策についての概要を添付してください。
権原を示す書面	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を行う土地の許可書の写しを添付してください。
他行政庁の許認可 書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・他の行政庁の許認可が必要な場合は、許認可書の写しまたは受ける見込みがあることを示す書面が必要です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状変更の場合で土石等の搬入又は搬出を伴う場合は、搬入・搬出の経路を示した図面が必要です。

現況写真	・撮影位置図をつけて、申請地がわかりやすいよう、位置を変えて何枚か占有範囲がわかるように撮影してください。直近のカラー写真が必要です。
------	---

※提出部数は27条のみ、もしくは26条及び27条の申請の場合は各2部（正1部、副1部）です。24条も同時に申請する場合は各3部（正1部、副2部）です。さらに、占有物件が2都県にまたがる場合は、各4部（正1部、副3部）です。提出先は管轄の出張所です。

<変更申請の場合>

○変更前後の書類をそれぞれ添付し、変更箇所が明確にわかるようにしてください。変更前後の重ね図も添付してください。

（その他注意事項）

- 申請書類の審査に時間がかかりますので、余裕を持って申請をしてください。申請後、書類の不備等がある場合は、修正をお願いすることがあります。
- 新たに土地の占有が必要な場合は24条の申請、擁壁等を設置する場合は26条の申請が同時に必要です。その際、申請書に添付する資料の内容が重なる場合（たとえば、1枚の図面ですべての内容がわかるなど）は、重複して資料を提出する必要はありません。